

生活支援サービスの附帯した高齢者向け住宅における  
サービス内容届出・公表事業事務処理要領

21 福保高在第691号  
平成22年9月1日  
(最終改正) 26 福保高在第984号  
平成27年3月16日

第1 目的

この事務処理要領は、生活支援サービスの附帯した高齢者向け住宅におけるサービス内容届出・公表事業実施要綱（21 福保高在第690号。以下「要綱」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 生活支援サービスの附帯した高齢者向け住宅（以下「高齢者向け住宅」という。）に関する届出様式及び添付書類

1 公表届

要綱第4の1（1）に定める公表届は別記第1号様式とし、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（平成13年法律第26号）第6条に基づく「サービス付き高齢者向け住宅」の登録又は「東京シニア円滑入居賃貸住宅情報登録・閲覧制度に係る基本方針」（22 都市住民第399号）に基づく「東京シニア円滑入居賃貸住宅」の登録（以下「住宅登録」という。）申請時の添付書類のうち、次の資料を添付するものとする。

なお、添付書類に不足がある場合には、必要な書類を添付することとする。

- (1) 生活支援サービスに係る契約書
- (2) 生活支援サービスの内容の詳細について説明する書類

2 変更届

要綱第4の1（2）に定める変更届は別記第2号様式を使用する。

なお、住宅登録変更申請時の申請書及び添付書類で変更内容が確認できないときは、必要な書類を添付することとする。

3 公表終了届

要綱第4の1（3）に定める公表終了届は別記第3号様式とする。

4 現況届

要綱第4の1（4）に定める現況届は別記第4号様式とし、次の資料を添付するものとする。

- (1) 生活支援サービスに係る契約書
- (2) 生活支援サービスの内容の詳細について説明する書類
- (3) 当該住宅に関する入居案内パンフレット

- (4) 提出済の公表届及び変更届並びに添付書類に変更がある場合は、変更が確認できる書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

### 第3 高齢者向け住宅に関する届出の受理

- 1 公表届等の提出があったときは、次の事項を審査し、当該届出書を受理する。
  - (1) 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(平成13年法律第26号)第6条に基づく「サービス付き高齢者向け住宅」の登録又は「東京シニア円滑入居賃貸住宅情報登録・閲覧制度に係る基本方針」(22都市住民第399号)に基づく「東京シニア円滑入居賃貸住宅」の登録を受けた住宅であること。
  - (2) 形式上の不備がないこと。
  - (3) 記載された内容が不十分でないこと。
  - (4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 第3の1の審査により1(1)から(4)までに該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 届出者が第3の2の補正に応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、受理できない理由を付して、届出者に書類を返還する。

### 第4 届出内容の公表

- 1 要綱第4の3による別に定める事項とは、次の事項をいう。
  - (1) 住宅名
  - (2) 所在地
  - (3) 住宅事業者名(法人格を有していない場合等理由がある場合は、代理又は媒介に関わる事業者名)
  - (4) 住宅の戸数
  - (5) 生活支援サービスに係る契約書
  - (6) 生活支援サービスの内容の詳細について説明する書類
  - (7) 連絡先
  - (8) その他知事が必要と認める事項
- 2 要綱第4の3による別に定める場合とは、次の場合をいう。
  - (1) 要綱第4の1又は第4の2の規定に違反する場合
  - (2) 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第26条に該当する場合
  - (3) その他知事が公表に適さないと認める場合

#### 附 則

この要領は、平成22年9月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成23年10月20日から施行する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成23年10月20日から適用する。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。